

共済目的	引受方式	内容
ばれいしょ	全相殺方式	農家ごとの減収量が、その農家の基準収穫量の1割を超えた場合に共済金を支払う方式
大豆	半相殺方式	被害耕地ごとの減収量の合計が、その農家の基準収穫量の2割を超えた場合に共済金を支払う方式
	全相殺方式	農家ごとの減収量が、その農家の基準収穫量の1割を超えた場合に共済金を支払う方式
	一筆単位方式	被害耕地の減収量が、その耕地の基準収穫量の3割を超えた場合に共済金を支払う方式
小豆、いんげん	半相殺方式	被害耕地ごとの減収量の合計が、その農家の基準収穫量の3割を超えた場合に共済金を支払う方式
てん菜	全相殺方式	農家ごとの減収量が（基準糖度に対する当該年産の糖分を調整した量）が、その農家の基準収穫量の1割を超えた場合に共済金を支払う方式
さとうきび	全相殺方式	農家ごとの減収量が（基準糖度に対する当該年産の糖分を調整した量）が、その農家の基準収穫量の2割を超えた場合に共済金を支払う方式
ホップ、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、蚕繭	全相殺方式	農家ごとの減収量が、その農家の基準収穫（繭）量の2割を超えた場合に共済金を支払う方式
茶	半相殺方式	被害耕地ごとの減収量の合計が、その農家の基準収穫量の3割を超えた場合に共済金を支払う方式
	災害収入共済方式	共済事故により価格を加味した実収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が基準生産金額の8割に達しない場合に共済金を支払う方式